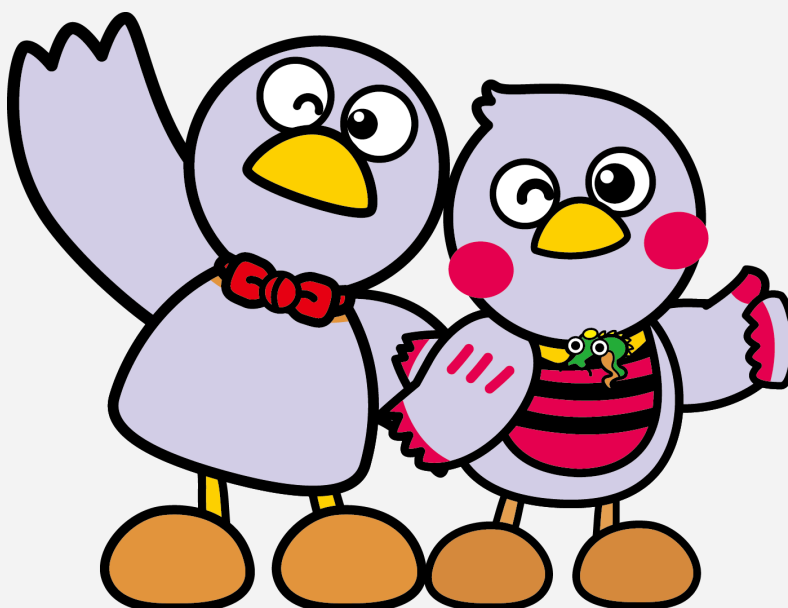


埼玉県父母負担軽減事業補助金のお知らせ

< 県内私立特別支援学校用 >

埼玉県では、私立高等学校等に通われるご家庭の教育費負担の軽減を図るため、国の就学支援金のほかに、学校と連携して独自の学費軽減の補助を実施しています。



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

次の3つの要件を満たした方が補助を受けることができます

生徒・保護者*が
ともに埼玉県内に在住

埼玉県認可の
私立特別支援学校
に在学

所得基準を
満たしている

* 「保護者」は原則として、生徒の親権者です。

※ 外国籍生徒は制度内容が異なる場合があります。詳細は、お通いの学校または「学費軽減ヘルプデスク」（6ページ参照）にお問い合わせください。

◎ 申請書類は学校の案内に従って、指定された窓口に提出してください。

補助の概要（高等部）

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

所得基準	目安年収	補助額（上限額） ①授業料補助額 ②入学金補助額
・保護者全員の判定額の合計が113,700円未満 ・家計急変世帯（4ページ参照） ・生活保護世帯	約500万円未満	① 240,000円（就学支援金を含む） ② 200,000円
保護者全員の判定額の合計が113,700円以上 162,300円未満	約609万円未満	① 240,000円（就学支援金を含む） ② 100,000円
保護者全員の判定額の合計が162,300円以上	（上限なし）	① 240,000円（就学支援金を含む） ② なし

目安年収はモデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯）の場合

※ 表中の補助額は補助の上限額です。収入状況の変化、学校が設定する授業料額等によっては、実際の補助額が表中の金額と異なる場合があります。

所得要件の判定（判定額）

所得要件の判定には、課税所得等をもとに以下のとおり算出した「判定額」を用います。

① 保護者ごとの所得要件の判定額は次のとおり算出します。

$$\text{【判定額】} = \text{【(市町村民税の)課税標準の額*1} \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額*2】}$$

*1 ただし、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成22年1月2日～4月1日の早生まれの生徒の場合）は、保護者の判定額を以下の式で算出

$$\text{((市町村民税の)課税標準の額} - 33\text{万円}) \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額】}$$

*2 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額を使用します。

*1・2共通

課税証明書等で確認ができます。（ただし、額の記載がない市区町村があります）（5ページQ3参照）

② 保護者が2人いる場合は、2人分の判定額を合算します。

③ 合算した判定額に応じて、所得基準に当てはまるか確認してください。

課税証明書での確認方法

令和8年度課税証明書					
賦課期日現在の住所及び氏名					
令和7年分の所得の内容	所得控除の内容	令和8年度市・県民税			
給与収入	社会保険料控除	市	所得割		
公的年金等収入	生命保険料控除	民	均等割		
給与所得（以下余白）	配偶者控除	税	合計		
	配偶者特別控除	県	所得割		
	扶養控除	民	均等割		
	基礎控除	税	合計		
	（以下余白）	年	税額		
所得の種類		令	和8年度課税標準額		
		総	所得分		
		分離課税分			
		控除対象配偶者			
		扶養等一般			
		の内の特定			
		老人			
		年少			
所得の合計	所得控除の合計				
	繰越控除				
備考					

※ 審査には市町村民税の令和8年度課税分の課税標準の額及び調整控除の額を用います。

※ 市区町村により、証明書の名称や様式が異なります。また、課税標準の額や調整控除の額の記載が無い場合があります。

※ 収入が給与のみの場合、勤務先から配布される「特別徴収税額決定通知書」にも課税標準の額の記載があります。

補助の概要（高等部に在籍し就学支援金の受給資格がない方）

就学支援金の支給期間が終了しているため、就学支援金を受けられない場合でも、以下の要件を満たすことで補助金を受給できます。

所得基準は、2ページの「所得要件の判定（判定額）」による方法ではなく、世帯の住民税所得割額（市町村民税と道府県民税の合算額）で判断します。

所得基準	目安年収	補助額（上限額） ①授業料補助額 ②入学金補助額
世帯の住民税所得割額が 270,500円未満	約609万円未満	① 240,000円 ② 100,000円
世帯の住民税所得割額が 270,500円以上354,500円未満	約720万円未満	① 240,000円
家計急変世帯（4ページ参照） 生活保護世帯	—	① 240,000円 ② 100,000円

補助の概要（専攻科・中学部に在籍している方）

特別支援学校の専攻科または中学部に在籍している方は、以下の要件を満たすことで補助金を受給できます。

所得基準は、2ページの「所得要件の判定（判定額）」による方法ではなく、世帯の住民税所得割額（市町村民税と道府県民税の合算額）で判断します。

所得基準	目安年収	補助額（上限額） ①授業料補助額 ②入学金補助額
世帯の住民税所得割額が 270,500円未満	約609万円未満	① 240,000円 ② 100,000円
世帯の住民税所得割額が 270,500円以上354,500円未満	約720万円未満	① 240,000円
世帯の住民税所得割額が 354,500円以上、507,000円未満	約910万円未満	① 118,800円
家計急変世帯（4ページ参照） 生活保護を受けていること	—	① 240,000円 ② 100,000円

※ 専攻科で多子世帯（扶養する子が3人以上いる世帯）の生徒の場合は、所得基準によらず授業料補助を受けることができます。

補助金の支給時期・支給方法

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通いの学校に確認してください。

なお、補助金の支給方法は主に以下の2通りです。

- ・還付：決定された補助金分の授業料等をご家庭にお返しする
- ・相殺：決定された補助金分を未納（または将来分）の授業料等に充てる

家計急変世帯

新規申請：令和8年中*に家計急変が発生している場合

保護者の失職等・死亡・離婚・被災が対象となる期間にあった場合、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。お通いの学校にご相談ください。

○定年退職や産休、有期雇用契約の満了等の場合、原則「失職等」には該当しません。

○共同親権を選択している場合、原則「離婚」には該当しません。

○対象となる期間

令和8年1月1日～12月31日*

* 2ページの内容に該当する1年生で「失職等」にあたる場合、対象となる期間は令和6年1月2日～令和8年12月31日となります。

※ 中学部の場合、入学前の家計急変は、補助の対象になりません。

（中学部のみ）継続申請：令和7年以前に家計急変が発生している場合

入学後に家計急変が発生し以下の1～3のすべてを満たしている場合に受給できます。

- 1 保護者の住民税所得割額（道府県民税・市町村民税の合算額）の合算額が135,000円未満（目安年収約400万円未満）
- 2 現金、預貯金、有価証券等の保有資産が700万円未満
- 3 家計急変が発生した後、引き続き収入状況が改善していない

※ 家計急変が発生してから申請時まで継続して1～3の要件を満たす必要があります。

※ 入学前の家計急変は、補助の対象になりません。

※ 新規申請、継続申請ともに年度内に申請していただく必要があります。申請締切は学校ごとに定めているため、該当の可能性がある場合は、まずお通いの学校にご相談ください。

提出書類

補助金の申請には以下の書類を提出してください。

	提出書類	対象世帯
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	全世帯
2	世帯 <u>全員</u> の住民票の写し ※ 続柄が記載されていること ※ （外国籍の場合） <u>国籍、在留資格等の区分</u> の記載があること ※ 令和8年4月以降に発行されていること ※ マイナンバーが記載されていないこと	全世帯
3 (右記のうち該当するもの1点)	個人番号カード（写）等貼付台紙（令和8年度から） ※ 保護者全員の個人番号が確認できること	2 ページに該当する世帯 (高等部に在籍し就学支援金を受給している方)
	保護者全員の令和8年度課税証明書 ※ 課税標準額、住民税調整控除額・所得割額および扶養親族数の記載があるもの	3・4 ページに該当する世帯 (高等部に在籍し就学支援金の受給資格がない方、専攻科・中学部に在籍している方、または家計急変世帯)
	生活保護受給証明書 ※ 令和8年4月以降に発行されていること	生活保護世帯

※ 申請書類は、学校からの案内に従い、指定された窓口提出してください。

※ 審査の過程で追加書類を求める可能性があります。また、家計急変世帯として申請する場合は、他にも必要な提出書類があります。学校の指示により提出してください。

※ 本事業で取得した個人情報については、本事業の実施にのみ利用し、保管に当たっては適切な処置を講じます。

よくある質問

Q 1 自分で補助区分を判断できませんが、申請できますか？

A 1 補助区分の判定は、就学支援金等の申請情報等を利用して埼玉県が審査します。ご自身で判定できなくとも申請いただけます。審査の結果については学校から案内があります。

Q 2 目安年収とは収入ですか？所得ですか？

A 2 モデル世帯における収入（各種控除前の収入金額）です。しかし、収入はあくまで目安であり、実際の審査は、課税所得に基づいた判定額または世帯の住民税所得割額（市町村民税と道府県民税の合算額）を用います。詳細は2～3ページを確認してください。

Q 3 課税証明書以外で、課税標準額等を確認する方法はありますか？

A 3 マイナポータルを利用して住民税情報を調べることが可能です。他にも、保護者等の収入が給与所得のみの場合は、勤務先の会社から配布される住民税の「特別徴収税額決定通知書」で課税標準額等を確認できます。自営業などの場合は、市区町村から発行される「納税通知書」で課税標準額等を確認できます。

Q4 税務署や市役所に収入の申告をしていませんが、申請できますか？

A4 収入の申告をしていない場合、審査に必要な地方税関係情報の確認ができません。個人事業主で確定申告が必要な場合や給与収入のみであっても勤務先で年末調整をしていない場合等については、収入がない場合も含め、補助金の申請前に申告を行ってください。

本事業以外の補助制度について

埼玉県学事課では父母負担軽減事業補助金のほか、各種補助事業を行っています。

以下では、主な補助事業を紹介します。

高等学校等就学支援金

内 容：高等学校等の授業料への補助金

所得要件：なし

申請時期：4月頃

高校生等・新修学支援

内 容：就学支援金の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒に対する
就学支援金（旧制度）と同等の水準の補助金

所得要件：年収約910万円未満の世帯（R8年度新入生）／所得制限なし（R8年度在校生）

申請時期：5月頃

- ※ 「被災児童生徒授業料等減免事業補助金」「学び直し支援金」など、上記以外の事業は埼玉県学事課のHPをご確認ください。
- ※ 申請時期は例年の目安であり、今年度の申請時期と異なる場合があります。申請は原則在籍する学校を通じて行いますので、学校からの案内に従い、申請してください。
- ※ 各補助金は、それぞれ個別に申請する必要があります。詳細な要件については、学校から配布される申請案内をご確認ください。
- ※ 当課の実施する事業のほかにも、他の都道府県、市区町村等が実施する補助を受けることができる場合があります。詳細については各都道府県・市区町村等にお問い合わせください。

本事業に関するお問い合わせ

申請の窓口は各学校になります。

申請に関することは、各学校へお問い合わせください。



埼玉県マスコット

「さいたまっち」

当制度をより詳しく知りたい方は学事課HPをご参照ください。

埼玉県 授業料軽減 検索

電話でのお問い合わせは

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725

（平日：午前8：30～午後5：15）

埼玉県総務部学事課